

施設入所等児童等の定義

「施設入所等児童等」とは、基準日（平成 27 年 1 月 1 日。以下同じ。）以降、以下の 1 から 6 までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者（平成 9 年 1 月 3 日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の満 20 歳に満たない者（平成 7 年 1 月 3 日以降に生まれた者をいう。以下同じ。）をいう。

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満 20 歳に満たない者にあつては、同法第 31 条第 2 項の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）
- 2 児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに 2 月以内の期間を定めて

行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法第31条第2項の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により同法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下「障害者支援施設等」という。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 4 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 5 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3に規定する児童自立生活援助事業（以下「児童自立生活援助事業」という。）における住居に入居している児童等（2

月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

- 6 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）